

 日本行政書士会連合会

平成29年2月25日発行 第532号 毎月1回25日発行

月刊 **日本行政**

2017 MAR

3

MONTHLY No. 532

EYES

決断の重さを知る

～平成28年度を振り返り新たな気持ちへ～

VOICE

空家対策、さらなる推進を

行政書士制度調査委員会(室)のもっているインパクト

特集

行政手続のオンライン化等について

農業委員会法の改正について

～アンケート結果を受けて～

動物愛護管理法改正の動向

EUブルーカードと日本の外国人高度専門職受入制度について

在留資格「高度専門職」の取次業務について

新たな著作権処理を求めて

～文化庁・裁定制度の可能性を探る～

この冊子は、**宝くじ**の社会貢献広報事業として  
助成を受け作成されたものです。



今こそ、全国4万金員\*のチカラを合わせて

がんばろう日本!  
がんばろう  
東北!

行政書士は震災復興の  
支援活動に取り組んでいます。  
\*全国の行政書士会員数(H28.10.1現在)46,773名

どの点を改正しようとしているかを一覧できる貴重な資料である。

### 中央環境審議会動物愛護部会の重要性

動物愛護管理法の改正は規制する側と業界との綱引きの歴史といえる。環境省ホームページ (<http://tinyurl.com/legnynz>) において、中央環境審議会動物愛護部会の議事要旨、議事録が公開されているので、参考としていただきたい。

これまでの改正の経緯を知るには良い資料である。

### 動物愛護管理法の改正の留意点

動物愛護管理法の改正で気を付けなければならない

いのは、重要なものは5年ごとの法律改正で行うが、それ以外の軽微なものは政令改正で行われることである。最近では特定成猫の展示時間の制限の改正があった。動物愛護管理法はこれまでの改正経緯を理解することが重要である。

### 参考文献

- ・「改正動物愛護管理法 解説と法令・資料」動物愛護管理法令研究会編（青林書院）
- ・「改正動物愛護管理法Q & A」動物愛護論研究会編（大成出版社）
- ・「改訂版 動物愛護業務必携」動物愛護管理法令研究会編著（大成出版社）

## EUブルーカードと日本の外国人高度専門職 受入制度について

### ＜第三業務部 国際部門＞

この数年、外国人高度人材や移民の受入れ議論がますます活発となり、またグローバル化の退潮による先進各国での移民制限やシリア難民受入問題など各種問題点について新聞紙面上に掲載されない日はないと言っても良い状況となっている。

本稿ではそれらの議論の中でも外国人高度人材の招致のための欧州連合（以下、「EU」という。）と我が国の制度と運用についての比較検討を行い、外国人の入管手続実務を日常業務として扱っている行政書士の知見を広げることに資したい。

高度な知識や技術を有した外国人人材の獲得は、国の経済に好影響を与えるということで各国は入国管理上他の各種優遇措置を講じて、高度人材の招致を行って国際的な人材獲得競争とも呼ばれている。

日本では、2012年5月7日にポイント制度による高度人材の受入れが始まったが、期待していたほどの利用がなかったため、2013年12月にポイント計算の緩和措置がとられ2014年6月には独立した新しい在留資格として「高度専門職」に改めた。在留外国

人統計によれば2016年6月末現在で、旧制度の高度人材「特定活動」滞在者は2,044名、新しい高度専門職では高度学術研究活動の1号イが544人、専門・技術の1号ロが2,011名、経営・管理の1号ハが90名、期限無制限の2号に移行した者が43名の総計4,732名となっている。

同様の制度を導入したEUのブルーカード制度の運用状況について、主にMarco Mazzeschiイタリア弁護士が2016年12月に発表した論文を参考に述べてみたい。

EU加盟国は各国独自の法令で外国人の在留管理を行っているが、同時にEUの法律も適用されている。条約以外に加盟国内の団体や個人を直接拘束する規則（Regulation）や加盟国での追加の立法措置が必要なEU指令（Directive）等がある。外国人高度人材についてのブルーカード指令は2009年6月19日から施行され、2011年6月19日までに各国は立法化しなければならないとされた。各国は受入れのための最低賃金など独自に制定することができ、例えば

イタリアは年間約25,000ユーロ、フランスは53,837ユーロなどとしている。英国、アイルランド、デンマーク以外の各国では漸次国内立法化された。ブルーカードとは高技能の非EU市民がEUのどの国でも居住し、就労することを認める許可証のことである。一つの国でカードを取得すれば一定期間後に別の国に移動して居住・就労することが可能である。欧州委員会報告書では2012年に3,644件、2013年が15,261件発行され、両年とも経済が好調で人手不足が深刻なドイツのシェアが70.5%、85.8%と他を圧倒していた。取得者の国籍はインドが一番多く、次に中国となっている。2016年6月7日に制度利用拡大のための改訂案がRevision of the EU Blue Card DirectiveというPDFで発表された。それには、最低限度給与額を国の平均賃金のそれまでの1.5倍から1.4倍に引下げ、提出すべき雇用契約書の期間を1年から6箇月に短縮、EU域外の海外からの申請も可能、審査期間を90日から60日までに短縮、同じ国に3年（以前は5年）滞在で長期居住資格取得が可能、5年間の関連職務従事が高等教育学歴と同等と認めるなどとなっている。

これまで制度が活用されていなかった理由として、各国独自の制度による労働ビザの方が有利で使いやすい、職歴・学歴証の認証が煩雑であるなどが挙げられている。なお蛇足ではあるが、EU市民については、EUの他の加盟国に自由に移動し居住し、就労する権利を有しているため、上記はあくまで非EU市民を対象とした制度について述べたものである。

最後に日本の「高度専門職」在留資格の利用が進まないことについては次のような原因があると考えられるので、EUの事情と比較するために付記したい。

- (1) カテゴリー1の上場企業等では、提出書類が他就労資格よりも多くなる
- (2) 「短期間で永住者になれる」「勤務の傍ら副業で起業ができる」優遇措置は、受入機関側にはマイナス要因であり、申請をするインセンティブとならない
- (3) 「経営・管理」で家事使用人を雇う際に要求されない雇用主の給与制限がある
- (4) 転職した場合には、契約機関の届出に加え在留資格変更許可申請も必要
- (5) 日本型企业は、高学歴若年者に入社時点では高給を支払わない傾向がある

どの国も外国人高度人材の受入れには国民世論の反対が少なく機動的に政策対応がしやすいが、人材獲得の面では同じような工夫をし、また困難を共有している。

参考文献

- ・ The EU Policy to Attract Highly Skilled Workers (Marco Mazzeschi 2016)
- ・ OECD International Migration Outlook 2016  
(<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:32009L0050>)
- ・ Revision of the EU Blue Card Directive-European Commission (PDF)
- ・ 移民の経済学 (東洋経済 ベンジャミン・パウエル2016)
- ・ 外国人材の活用に向け求められる制度の再構築 (日本総研 JRIレビュー 2015)

「ポイント計算表」

項目	ポイント	項目	ポイント	項目	ポイント
年齢	10	学歴	10	収入	20
職業	10	言語	10	その他	10
...	...	...	...	...	...

## 在留資格「高度専門職」の取次業務について

＜第三業務部 国際部門＞

日本においてより多くの申請取次行政書士が在留資格「高度専門職」を活用できるよう、申請手続の概要を簡単に紹介する。

高度専門職には第1号イ、第1号ロ、第1号ハ、第2号の4つの在留資格がある。まず第1号の在留資格を取得し、3年在留した後に第2号への変更を許可され得ることとなる。

第1号は、経営・管理や技術・人文知識・国際業務、企業内転勤その他一定の在留資格に該当し得る外国人が、ポイント制により70以上に達する場合に、付与され得るものである。外国人が就労資格の申請の相談に訪れた場合、業務を行う上で、まず就労資格の要件を満たすか審査するため、履歴書や学位、日本で行う仕事の内容等を確認するのが一般的であるが、この段階で、日本語能力試験N1合格や業務に関する資格の有無等、ポイント制の対象となる項目についても、確認されたい。そして、ポイント計算表等を用いて、70以上に達するか確認する。学位や実務経験、予定年収額、年齢等に応じてポイントが付与される。第1号イ、ロ、ハ、それぞれポイント計算の方法が異なるため、相談者にとって適切な計算表を選ぶ。また、高度専門職第1号の資格該当性は、単純に「技術・人文知識・国際業務に相当する場合はロ」「経営・管理に相当する場合はハ」等とは限らないため、イ、ロ、ハ、どの在留資格が適切か慎重に検討する。

70以上に達し、高度専門職の資格該当性や上陸基準省令適合性が認められそうであれば、相談者に対し、高度専門職の在留資格に該当し得ることと、高度専門職に認められる優遇措置について説明する。優遇措置の例としては、一般的に審査期間が短い、5年の在留期間の付与、親や家事使用人の帯同が認められ得る、概ね5年後には永住許可の対象となり得る等の点がある。また、3年後に高度専門職第2号に変更すると、在留期間は無期限になる。

高度専門職は、通常の就労の在留資格の申請に必要な疎明資料に加えて、70以上のポイントに達す

ることの疎明資料等も必要となり、一般的に提出書類が増えることが多い。また、高度専門職の在留資格を付与された後に別の会社に転職した場合は、所属機関等に関する届出だけでなく、在留資格の変更が必要となる。これら不便な点についても説明する。

高度専門職の申請を行うことが決まったら、通常の就労資格の疎明資料に加えて、さらに、70以上のポイントに達することを示す疎明資料等もそろえる。特に、実務経験を示すため、相談者の過去の会社から在職証明書を取り寄せる場合等には、時間がかかることもある。

提出書類がそろったら、入国管理局に提出する。品川の東京入国管理局では、認定や変更、更新等の通常の提出窓口に行く前に、まずC5の就労相談カウンターにて書類の確認を受けることとなっている。そのため、通常の申請より時間がかかるので、注意を要する。特に、申請取次の予約制を利用する場合、予約の時間より前にC5カウンターでの確認が終わるようにする。審査は、10日～2週間ほどかかることが多いようだが、これは、提出先の入国管理局によっても異なるかもしれない。

無事に高度専門職第1号の在留資格が付与されたら、相談者には、将来所属機関である会社を変えたら在留資格変更の手続が必要となる旨を伝えると親切であろう。また、3年後の第2号への申請や、概ね5年後の永住許可申請の時期に連絡するのも一案である。

本稿の執筆段階では、まだ正式には成立していないが、近いうちに高度専門職に関する制度の改正が予定されている。高度人材ポイント制をより活用しやすいものとするため、ポイントの加対象を広げる他、高度人材外国人として3年以上継続して本邦に在留している者や、高度人材外国人として1年以上継続して本邦に在留し、かつ一定の時期に80以上のポイントを有していた者等は、永住許可の要件である「原則10年在留」に関する特例が認められる等、永住が許可されやすくなる方向である。